

定 款

株式会社 大垣共立銀行

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株 式	1
第3章	株 主 総 会	2
第4章	取締役および取締役会	3
第5章	監査役および監査役会	4
第6章	会 計 監 査 人	5
第7章	計 算	6

株式会社 大垣 共立 銀行 定 款

2026年10月1日改正

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社大垣共立銀行と称する。

英文では、The Ogaki Kyoritsu Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を岐阜県大垣市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、日本経済新聞および岐阜市において発行する岐阜新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当銀行の発行可能株式総数は、4 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当銀行の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当銀行の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎決算日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基 準 日)

第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

その他必要あるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。

取締役頭取事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

ただし、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。その場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当銀行は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当銀行の取締役は、14名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 当銀行に、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役のほか、取締役会が必要と認める適当な名称の取締役を置くことができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会長および取締役頭取は、当銀行を代表する。

取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役頭取以外の当銀行を代表する取締役を定めることができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役会の権限)

第27条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会は取締役会長または取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長および取締役頭取事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の運営)

第31条 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会)

第33条 当銀行は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(監査役会の招集通知)

第40条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の運営)

第42条 監査役会の運営については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当銀行は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第49条 当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

剰余金の配当は、法令に別段の定めがあるもののほか、株主総会の決議によって行う。

(中間配当)

第50条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第51条 剰余金の配当および中間配当金は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。